

糸魚川市農業委員会 議事録	
開催日	令和6年7月31日(水) 午前9時30分から午前10時11分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、 欠席委員：11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員 【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】 出席委員：8番池原栄一委員 (以上、出席17名)
出席職員	農業委員会事務局 井上次長、小島係長(書記)、小竹主任主査、伊藤主査、林主査
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	10番 委員
	12番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.9～No.11 3件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.10～No.13 4件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.43～No.46 4件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3007 1件

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5010～No.5012 3件

議第3号 農用地利用集積計画案について
No.165～No.172 8件

日程第4 その他

- 1 次回農業委員会の日程について
8月30日(金) 9時30分開会 市役所201・202会議室
- 2 その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員の3名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。
議長	日程第1＝議事録署名委員の指名について 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり] 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には10 番猪又正己委員、12 番井上二郎委員を指名いたします。
議長 林主査	日程第2＝報告事項 <報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 9 番青海地区、田海地内の2筆 325 m²について、現況は宅地です。 10 番能生谷地区、柱道地内の5筆 658 m²について、現況は宅地及び原野です。 11 番下早川地区、上覚地内の1筆 264 m²について、現況は宅地です。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 [「なし」と呼ぶものあり]
議長	

議長	異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長 小竹主任主査	＜報告第2号 農地の休耕及び増反届について＞ 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。2頁をご覧ください。 10 番下早川地区、東川原地内の2筆183㎡については、労力不足のため休耕するものです。 11 番西海地区、市野々地内の7筆958㎡については、労力不足のため休耕するものです。 12 番西海地区、平牛地内の2筆1,035㎡については、労力不足のため休耕するものです。 13 番糸魚川地区、上刈3丁目地内の1筆317㎡については、労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。
議長	「なし」と呼ぶものあり
	異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長 小竹主任主査	＜報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について＞ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 報告いたします。議案の3頁をご覧ください。 43 番、上早川地区、中川原新田の2筆561㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 44 番、上早川地区、中川原新田の2筆5,083㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。 45 番、糸魚川地区、寺島2丁目の1筆272㎡については、労力不足のため、休耕するものです。 46 番、能生谷地区、柵口の10筆2,734㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付け、一部は休耕するものです。 以上で、報告を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。
	「なし」と呼ぶものあり

議長	異議なしのご発言をいただきましたので、以上で報告事項を終了します。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。 日程第3＝付議事項 <議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 林主査 説明いたします。4頁をご覧ください。 3004番、能生地区、能生地内の1筆639㎡については、所有権移転贈与です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道七つ山線近くの場所です。譲渡人は日常的な管理ができないため、耕作を希望する譲受人に渡したいというものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 議長 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 議長 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 <議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。 林主査 説明いたします。5頁をご覧ください。 5010番、糸魚川地区南押上3丁目地内の1筆231㎡については、住宅敷地の転用となっています。地図No.2をご覧ください。申請地は県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所です。譲受人は住宅を新築したいというものです。 5011番、糸魚川地区東寺町3丁目地内の6筆1,494㎡については、宅地造成及び駐車場の転用です。地図No.3をご覧ください。申請地は、県道西中糸魚川線沿いの場所です。譲受人は、新たに医院を開設した
----	---

	いというものです。 5012 番、糸魚川地区東寺町 3 丁目地内の 2 筆 332 m²については、宅地造成及び駐車場の転用です。地図№.3 をご覧ください。申請地は、県道西中糸魚川線沿いの場所で先ほどの 5011 番の隣地です。譲受人は、5011 番の医院開設にともない薬局を開設したいというものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 地元の農区として、事前に協議をしているが、西側の水路は明渠であり、農区としては管理上、影響が受けないように水路に U 字溝とコンクリートを入れるとのことである。
議長 池原推進委員	他に意見等はありませんか。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕
	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第 3 号 農用地利用集積計画案について> 議第 3 号 農用地利用集積計画案について、8 件ございます。 このうち、会議規則第 10 条の議事参与の制限に該当するものが渡辺委員と恩田委員の案件があります。まずは渡辺委員の案件を先に審議します。渡辺委員の退室を求めます。 〔渡辺委員退室〕
議長 小竹主任主査	事務局の説明を求めます。
	説明いたします。
議長	6 頁 167 番、下早川地区、上覚と滝川原地内の 2 筆 646 m ² について規模拡大となります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔渡辺委員入室〕
	次に恩田委員の案件を審議します。恩田委員の退席をお願いします。

議長 小竹主任主査	〔恩田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 6 頁 169 番、上早川地区、中川原新田地内の 1 筆 437 m²について規模拡大となります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小竹主任主査	〔恩田委員入室〕 残りの案件について事務局の説明を求めます。 説明いたします。 6 頁 165 番、下早川地区、道明地内の 1 筆 1,422 m²について規模拡大となります。 166 番、下早川地区、道明地内の 1 筆 640 m²について規模拡大となります。 168 番、上早川地区、中川原新田地内の 2 筆 561 m²について規模拡大となります。 170 番、上早川地区、中川原新田地内の 2 筆 5,083 m²について規模拡大となります。 171 番、上早川地区、中川原新田地内の 1 筆 385 m²について規模拡大となります。 172 番、能生谷地区、柵口地内の 9 筆 2,463 m²について規模拡大となります。 以上で、説明を終わります。
議長 片山委員 齋藤（正）委員	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 172 番の借り手の状況は、宿泊業となっているが、大丈夫か。 現場を確認した。ちょうど草刈りを行っていて、管理はいい状態のようだ。近所の方ともいい状況のようだ。形態としては、宿泊されるお客に農業体験的なことでの活用も考えているようだ。特に問題なしである。
議長	その他に意見等はありませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
	日程第４＝その他
小島係長	１ 次回農業委員会の日程について ８月３０日金曜日、９時３０分から 市役所２階会議室
議長	２ その他 他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。